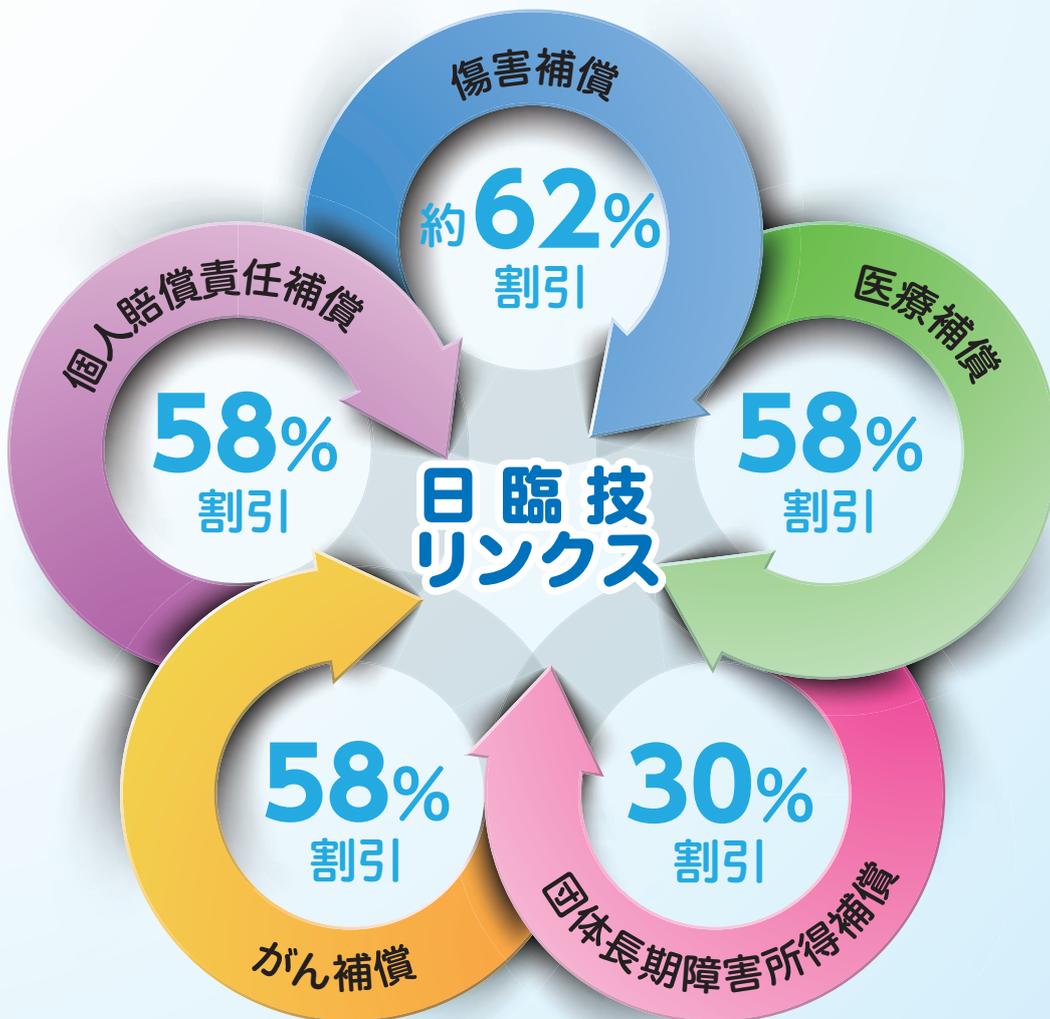


一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の皆様にご加入できる

日臨技リンクス

団体総合生活保険



会員のご家族の方もご加入いただけます。

▶ 団体割引等により、大幅な割引率が適用されています。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

1

傷害補償

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害：ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術：ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院：ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

※ 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

※ 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

約**62%**
割引

傷害補償の特長

1 割安な保険料

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会を契約者とする団体契約なので、団体割引等の適用により、約62%割安な保険料でご加入いただけます。

傷害補償の保険料には団体割引30%、大口団体契約割引10%ならびに損害率による割引40%が適用されています。

2 国内外問わず24時間補償

お仕事はもちろん、日常生活における急激かつ偶然な外来の事故によるケガをしっかりと補償。交通事故やスポーツ中の事故、海外旅行中のケガまで24時間補償いたします。

3 1日目から補償

免責期間がないので、通院、入院1日目から保険金をお支払いします。

例えば…

病院の階段で転んで、足首を捻挫した。
通院3日間。



通院保険金 **5,700円**

例えば…



通勤時、赤信号で車を停めていた時に、後ろから追突されて頸椎捻挫した。通院50日間。

通院保険金 **95,000円**

例えば…

子供が学校でサッカー中に転倒して骨折した。
入院2週間して手術を行った。(家族型加入)

入院保険金+手術保険金 **60,000円**

例えば…

旦那さんが自転車を運転中に転倒して骨折した。
入院6日間し、手術を行った。(夫婦型加入)

入院保険金+手術保険金 **40,000円**

※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

タイプ別の補償内容・1口当たりの保険金額と月額保険料

(5口までご加入いただけます。)
【保険期間：1年間】 職種級別*1：A

	補償項目	タイプ名	本人型	夫婦型	家族型①	家族型②
			A2	B2	I2	C2
本人の補償	死亡・後遺障害保険金		150万円	150万円	150万円	150万円
	入院保険金日額		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	通院保険金日額		1,900円	1,900円	1,900円	1,900円
	手術保険金*2		2.5または1.25万円	2.5または1.25万円	2.5または1.25万円	2.5または1.25万円
配偶者の補償	死亡・後遺障害保険金		—	150万円	—	150万円
	入院保険金日額		—	2,500円	—	2,500円
	通院保険金日額		—	1,900円	—	1,900円
	手術保険金*2		—	2.5または1.25万円	—	2.5または1.25万円
その他のご親族	死亡・後遺障害保険金		—	—	150万円	150万円
	入院保険金日額		—	—	2,500円	2,500円
	通院保険金日額		—	—	1,900円	1,900円
	手術保険金*2		—	—	2.5または1.25万円	2.5または1.25万円
月額保険料	年齢・性別問わず		380円	710円	990円	1,320円

*1 保険料は保険の対象となる方で本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、傷害補償にご加入いただけませんので、ご注意ください。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

<保険の対象となる方>

保険の対象となる方は右記のとおりです。

	本人型	夫婦型	家族型①	家族型②
被保険者ご本人*1	○	○	○	○
被保険者ご本人*1の配偶者	—	○	—	○
被保険者ご本人*1の同居の親族および別居の未婚のお子様	—	—	○	○
被保険者ご本人*1の配偶者の同居の親族および別居の未婚のお子様	—	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*1 p.14記載の「被保険者本人になれる方」に該当し、加入依頼書等に「加入者(被保険者)」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)」における用語の解説】

(1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面などにより確認できる場合に限り(婚姻とは異なります)。

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます)。

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

2

個人賠償責任補償

「個人賠償責任補償」にご加入いただく場合は、必ず「傷害補償」「医療補償」「がん補償」「団体長期障害所得補償」のうち1つ以上の補償と組み合わせてご加入ください（「個人賠償責任補償」のみのご加入は受け付けておりません）。

個人賠償責任補償は、日常生活にまつわる法律上の損害賠償責任を補償いたします。賠償事故からご家庭を守るため、是非ご加入をお勧めします。

58%
割引

個人賠償責任補償の特長

1 割安な保険料

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会を契約者とする団体契約なので、団体割引等の適用により58%割安な保険料でご加入いただけます。

個人賠償責任補償の保険料には団体割引30%ならびに損害率による割引40%が適用されています。

2 ご自身だけでなく、ご家族のみなさまも

ご自身だけでなく、配偶者やご親族が法律上の損害賠償責任を被った場合についても補償対象となるので安心です。

※補償の対象となるご親族の範囲についてはP4「保険の対象となる方」をご覧ください。

3 示談交渉は原則として引受保険会社が行います。

ただし、日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。）に限ります。

4 自転車事故での賠償事故にも対応!

都道府県により義務化が進んでいる「自転車損害賠償保険等」の条件を満たしているので、ご自身やご家族の自転車事故も補償します。

◆保険金をお支払いする場合

国内外での偶然な事故等により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった時や、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）^{*1}を国内外で壊したり、盗まれてしまった時等、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、スマートフォン、タブレット端末、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

◆限度額と月額保険料

【保険期間：1年間】＜家族型＞

支払限度額	国内 無制限 ・国外 1億円 (免責金額なし)
タイプ名	H1
保険料	100円

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

例えば…

飼い犬と散歩中にジョギングしていた人に急に犬が噛みついてケガをさせてしまった。



損害賠償金 (治療費+慰謝料+交通費) **50万円**

例えば…



高級食器店で買い物中に、誤って自分のカバンが大皿にあたり落として割ってしまった。

損害賠償金 **32,400円**

例えば…

自転車で通勤中、歩いていた老人にぶつかってしまい、相手に大けが(複雑骨折)をさせてしまった。

損害賠償金 (治療費+慰謝料+争訟費用) **900万円**

例えば…

子供がボールで遊んでいたところ、誤って近所の植木鉢を壊してしまった。

損害賠償金 (再購入費用等^{注1}) **6,000円**

注1 再購入費用は、使用経過年数に応じた時価額が限度となります。
※上記お支払い例は、引受保険会社が作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

<保険の対象となる方>

保険の対象となる方は下記のとおりです。

- ①被保険者ご本人*1
- ②被保険者ご本人*1の配偶者
- ③被保険者ご本人*1またはその配偶者と同居のご親族
- ④被保険者ご本人*1またはその配偶者と別居の未婚のお子様
- ⑤被保険者の親権者およびその他の法定の監督義務者等(被保険者ご本人*1が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合。未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*1 p.14記載の「被保険者本人になれる方」に該当し、加入依頼書等に「加入者(被保険者)」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面などにより確認できる場合に限り(婚約とは異なります)。
 - a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

58%
割引

医療補償の特長

89歳の方までご加入いただけます！

医療補償の保険料には団体割引30%、
ならびに損害率による割引40%が適用
されています。

1

割安な保険料

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会を契約者とする団体契約なので、団体割引等の適用により58%割安な保険料でご加入いただけます。

2

入院1日目からしっかり補償

免責期間がありませんので、日帰り入院の場合も補償いたします。

3

ご加入の際、医師の診査が不要

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
(告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。)

4

女性疾病等を手厚く補償(女性特約ありの場合)

所定の女性疾病等により入院した場合、疾病入院保険金と女性入院保険金の両方が支払われます。また、所定のはん痕形成術、変形形成術、乳房切除術のいずれかの手術を受けた場合、所定の保険金が支払われます。

5

先進医療の高額な費用を直接お支払いします！

先進医療の中でも、粒子線治療(重粒子線治療、陽子線治療)を受けた場合は、費用が高額となるケースがあります。このサービスにより高額な費用を立て替えることなく、安心して治療を受けることができます。

例えば…

帝王切開で「手術」+「10日間入院」+「退院後5日通院」の場合

- 手術保険金： 50,000円
- 入院保険金： 50,000円
(5,000円×10日間)
- 女性入院保険金： 50,000円
(5,000円×10日間)
- 退院後通院： 15,000円
(3,000円×5日間)

合計金額 **165,000円**(総合先進医療保険金 300万円)
(・本人型女性特約つき (M1) に加入の場合)

例えば…

肺がんで「重粒子線治療」を受け、「12日間入院」の場合

- 総合先進医療保険金(実費)： **3,086,340円**
- 総合先進医療一時金： 100,000円
- 入院保険金： 120,000円
(10,000円×12日)

合計金額 **3,306,340円**(総合先進医療保険金 600万円)
(・本人型女性特約なし (E1W) に加入の場合)

※先進医療については、P6をご参照ください。

お支払いする保険金の種類

◆ **補償内容** 疾病で入院された場合、手術をされた場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	病気で入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について180日を限度とします。
疾病手術	病気で手術*1をしたときに、保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
退院後通院	病気で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに、保険金をお支払いします。 ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。
総合先進医療	病気やケガで先進医療*1を受けたときに、保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
総合先進医療一時金	総合先進医療特約が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払します。
葬祭費用	病気やケガで死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに、保険金をお支払いします。 ※実際に負担した費用の範囲内で、保険金額を限度にお支払いします。
女性入院 <small>女性特約</small>	一般に女性が罹患しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器のがん等)の他、糖尿病等所定の病気で1日以上入院したときに、保険金をお支払いします。 ※1回の入院について180日を限度とします。
女性形成治療 <small>女性特約</small>	病気やケガのため、乳房切除術等所定の手術を受けたときに、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金額はP7～8をご確認ください。

先進医療とは…

「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養*1を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*1は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)

*1 次のいずれかに該当するものをいいます。①診察 ②薬剤または治療材料の支給 ③処理、手術その他の治療

例えば…

虫垂炎で「手術」+「4日間入院」の場合

- 手術保険金： 50,000円
- 入院保険金： 20,000円
(5,000円×4日間)

合計金額 **70,000円**

(総合先進医療保険金 300万円
・家族型女性特約あり(M4)に加入の場合)

例えば…

結腸ポリープで「手術」の場合

- 手術保険金： 25,000円
(入院中以外)

手術保険金 **25,000円**

(総合先進医療保険金 300万円
・家族型女性特約なし(E4)に加入の場合)

※上記お支払い例は、引受保険会社で作成した想定事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

※手術保険金のお受取額は手術の種類や入院の有無によって異なりますので、後記「補償の概要等」をご確認ください。また、傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合等)があります。

*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

医療補償

—タイプ別の補償内容・保険金額・月額保険料—

総合先進医療保険金 300万円の場合

【保険期間：1年間】

	本人型		夫婦型		家族型①		家族型②		
	女性特約なし E1	女性特約あり M1	女性特約なし E2	女性特約あり M2	女性特約なし E4	女性特約あり M4	女性特約なし E3	女性特約あり M3	
被保険者本人の補償	疾病入院保険金日額	5,000円	5,000円						
	疾病手術保険金	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
	退院後通院保険金日額	3,000円	3,000円						
	放射線治療保険金	5万円	5万円						
	総合先進医療保険金	300万円	300万円						
	総合先進医療一時金	10万円	10万円						
	葬祭費用保険金	100万円	100万円						
	女性入院保険金日額	—	5,000円	—	5,000円	—	5,000円	—	5,000円
	女性形成治療保険金	—	10・20万円	—	10・20万円	—	10・20万円	—	10・20万円
配偶者の補償	疾病入院保険金日額	—	—	5,000円	5,000円	—	—	5,000円	5,000円
	疾病手術保険金	—	—	※1	※1	—	—	※1	※1
	退院後通院保険金日額	—	—	3,000円	3,000円	—	—	3,000円	3,000円
	放射線治療保険金	—	—	5万円	5万円	—	—	5万円	5万円
子供の補償	疾病入院保険金日額	—	—	—	—	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	疾病手術保険金	—	—	—	—	※1	※1	※1	※1
	退院後通院保険金日額	—	—	—	—	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	放射線治療保険金	—	—	—	—	5万円	5万円	5万円	5万円
年齢別月額保険料(単位：円)	5～9歳	230	270	—	—	—	—	—	—
	10～14歳	210	260	—	—	—	—	—	—
	15～19歳	270	340	480	550	710	780	920	990
	20～24歳	370	510	670	810	810	950	1,110	1,250
	25～29歳	380	610	700	930	820	1,050	1,140	1,370
	30～34歳	420	680	770	1,030	860	1,120	1,210	1,470
	35～39歳	460	690	830	1,060	900	1,130	1,270	1,500
	40～44歳	550	780	980	1,210	990	1,220	1,420	1,650
	45～49歳	760	1,050	1,350	1,640	1,200	1,490	1,790	2,080
	50～54歳	1,020	1,400	1,800	2,180	1,460	1,840	2,240	2,620
	55～59歳	1,490	2,010	2,610	3,130	1,930	2,450	3,050	3,570
	60～64歳	2,200	2,920	3,850	4,570	2,640	3,360	4,290	5,010
65～69歳	3,160	4,210	5,470	6,520	3,600	4,650	5,910	6,960	
70～74歳	4,730	6,410	8,060	9,740	5,170	6,850	8,500	10,180	

※ 75歳以上の保険料は、取扱代理店までお問い合わせください。

(※1)

重大手術(※1)	左記以外	
20万円	入院中	5万円
	入院中以外	2.5万円

(※2)

重大手術(※1)	左記以外	
40万円	入院中	10万円
	入院中以外	5万円

- 男性の保険料は女性特約なしの保険料と同じです。 ● 保険料は、被保険者ご本人の年齢(保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。
- 家族型①、家族型②の場合、お子様の人数は何人でも保険料は同じです。
- 本人型以外のタイプにご加入いただいた場合、保険の対象となる方ご本人の年齢*2が満89歳を超えた場合は、配偶者、お子様についても、その年齢*2にかかわらず更新できませんのでご了承ください。
 - *1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
 - *2 保険期間の始期日時時点の年齢をいいます。

<保険の対象となる方>

	本人型	夫婦型	家族型①	家族型②
被保険者ご本人*1	○	○	○	○
被保険者ご本人*1の配偶者*2	—	○	—	○
被保険者ご本人*1のお子様*3	—	—	○	○

① 本人型以外を選択した場合であっても、以下についてはご本人*1のみが補償の対象となります。
【総合先進医療、総合先進医療一時金、女性入院、女性形成治療、葬祭費用】

総合先進医療保険金 600万円の場合

【保険期間：1年間】

	本人型		夫婦型		家族型①		家族型②		
	女性特約なし E1W	女性特約あり M1W	女性特約なし E2W	女性特約あり M2W	女性特約なし E4W	女性特約あり M4W	女性特約なし E3W	女性特約あり M3W	
被保険者本人の補償	疾病入院保険金日額	1万円							
	疾病手術保険金	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	
	退院後通院保険金日額	6,000円							
	放射線治療保険金	10万円							
	総合先進医療保険金	600万円							
	総合先進医療一時金	10万円							
	葬祭費用保険金	200万円							
	女性入院保険金日額	—	1万円	—	1万円	—	1万円	—	1万円
	女性形成治療保険金	—	20・40万円	—	20・40万円	—	20・40万円	—	20・40万円
	配偶者の補償	疾病入院保険金日額	—	—	1万円	1万円	—	—	1万円
疾病手術保険金		—	—	※2	※2	—	—	※2	※2
退院後通院保険金日額		—	—	6,000円	6,000円	—	—	6,000円	6,000円
放射線治療保険金		—	—	10万円	10万円	—	—	10万円	10万円
子供の補償	疾病入院保険金日額	—	—	—	—	1万円	1万円	1万円	1万円
	疾病手術保険金	—	—	—	—	※2	※2	※2	※2
	退院後通院保険金日額	—	—	—	—	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	放射線治療保険金	—	—	—	—	10万円	10万円	10万円	10万円
年齢別月額保険料(単位：円)	5～9歳	430	520	—	—	—	—	—	—
	10～14歳	400	490	—	—	—	—	—	—
	15～19歳	510	650	910	1,050	1,400	1,540	1,800	1,940
	20～24歳	700	990	1,290	1,580	1,590	1,880	2,180	2,470
	25～29歳	760	1,210	1,410	1,860	1,650	2,100	2,300	2,750
	30～34歳	810	1,340	1,500	2,030	1,700	2,230	2,390	2,920
	35～39歳	920	1,370	1,680	2,130	1,810	2,260	2,570	3,020
	40～44歳	1,100	1,560	1,980	2,440	1,990	2,450	2,870	3,330
	45～49歳	1,510	2,100	2,690	3,280	2,400	2,990	3,580	4,170
	50～54歳	2,020	2,780	3,580	4,340	2,910	3,670	4,470	5,230
	55～59歳	2,970	4,010	5,210	6,250	3,860	4,900	6,100	7,140
	60～64歳	4,380	5,820	7,680	9,120	5,270	6,710	8,570	10,010
65～69歳	6,290	8,380	10,910	13,000	7,180	9,270	11,800	13,890	
70～74歳	9,430	12,780	16,090	19,440	10,320	13,670	16,980	20,330	

※75歳以上の保険料は、取扱代理店までお問い合わせください。

*1 p.14記載の「被保険者本人になれる方」に該当し、加入依頼書等に「加入者(被保険者)」として記載された方をいいます(年齢制限：保険期間の始期日時時点で満5歳以上満89歳以下)。本人型以外の場合は男性満18歳以上満89歳以下、女性満16歳以上満89歳以下の方に限ります。

*2 ご加入時年齢*4が下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「配偶者」として記載された方をいいます。死亡した場合や離婚等の理由によって被保険者ご本人*1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。

・男性：満18歳以上満89歳以下、かつ「被保険者ご本人*1の年齢*4 + 5」歳以下の方

・女性：満16歳以上満89歳以下、かつ「被保険者ご本人*1の年齢*4 + 5」歳以下の方

重要 *3 被保険者ご本人*1のお子様のうち、年齢*4が満23歳未満の方をいいます。また、ご加入後、新たに出生されたお子様は、自動的に保険の対象となる方に含まれます。

お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、その保険契約の満期日をもって保険の対象ではなくなります。翌年度のご加入は、必要に応じて「本人型」または「夫婦型」での更新をご検討ください(「本人型」または「夫婦型」で更新をされる場合には、新たに健康状態等の告知が必要になる等、新規にご加入いただく場合と同様のお取扱いとなりますのでご注意ください)。翌年度のご加入のご検討において、引き続き保険の対象に含まれる満23歳未満のお子様についても、その人数によっては「本人型」でご加入いただくほうが保険料がお安くなる場合がありますので、ご注意ください。また、戸籍上の異動により被保険者ご本人*1のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。

*4 保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。

【「保険の対象となる方」における用語の解説】

(1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面などにより確認できる場合に限り(婚姻とは異なります)。

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

4

がん補償

58%
割引

がん補償の特長

89歳の方までご加入いただけます！

がん補償の保険料には団体割引30%、ならびに損害率による割引40%が適用されています。

1

割安な保険料

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会を契約者とする団体契約なので、団体割引等の適用により58%割安な保険料でご加入いただけます。

2

がんのリスクに備えて

がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。入院保険金は1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。

3

初期のがんでも

「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

4

再発・転移しても

がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

お支払いする保険金の種類

◆補償内容(1口当たり) がんて入院された場合、手術をされた場合等に保険金をお支払いします。

がん診断	<p>がんと診断確定*1されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。</p> <p>*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。</p>	100万円
がん入院・手術	<p>がんで入院(日帰り入院を含む)や所定の手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。</p> <p>*2 時期を同じくして*3 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*3 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<p>入院： 日額 1万円</p> <p>手術： 40・20・10万円</p>
がん退院後療養	<p>がんで20日以上継続して入院し、生存して退院したときに、保険金をお支払いします。</p>	10万円
がん通院	<p>がんで20日以上継続入院し、その前後に通院したときに、保険金をお支払いします。</p> <p>※1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。</p>	日額 5,000円
がん重度一時金	<p>がんで所定の重度状態(がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態)となったときに、保険金(一時金)をお支払いします。</p>	100万円
がん特定手術	<p>がんで胃全摘除術、片側肺全摘除術等、所定の手術をしたときに、保険金をお支払いします。</p>	50万円
がん女性特定手術 <small>女性特約</small>	<p>がんで乳房切除術*4等、所定の手術をしたときに、保険金をお支払いします。</p> <p>*4 乳房切除術は、皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。(生検を除く)</p>	20万円
がん葬祭費用	<p>がんで死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに、保険金をお支払いします。</p> <p>※実際に負担した費用の範囲内で、保険金額を限度にお支払いします。</p>	100万円限度

保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ別の補償内容・1口当たりの保険金額と月額保険料

【保険期間：1年間】
（2口までご加入いただけます。）

	本人型		夫婦型		家族型①		家族型②		
	女性特約なし F1	女性特約あり K1	女性特約なし F2	女性特約あり K2	女性特約なし F4	女性特約あり K4	女性特約なし F3	女性特約あり K3	
被保険者本人の補償	診断保険金	100万円	100万円						
	入院保険金日額	1万円	1万円						
	手術保険金	40・20・10万円	40・20・10万円						
	退院後療養保険金	10万円	10万円						
	通院保険金日額	5,000円	5,000円						
	重度一時金	100万円	100万円						
	特定手術保険金	50万円	50万円						
	葬祭費用保険金 ¹	100万円	100万円						
	女性特定手術保険金	—	20万円	—	20万円	—	20万円	—	20万円
配偶者の補償	診断保険金	—	—	100万円	100万円	—	—	100万円	100万円
	入院保険金日額	—	—	1万円	1万円	—	—	1万円	1万円
	手術保険金	—	—	40・20・10万円	40・20・10万円	—	—	40・20・10万円	40・20・10万円
	退院後療養保険金	—	—	10万円	10万円	—	—	10万円	10万円
	通院保険金日額	—	—	5,000円	5,000円	—	—	5,000円	5,000円
	重度一時金	—	—	100万円	100万円	—	—	100万円	100万円
子供の補償	診断保険金	—	—	—	—	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院保険金日額	—	—	—	—	1万円	1万円	1万円	1万円
	手術保険金	—	—	—	—	40・20・10万円	40・20・10万円	40・20・10万円	40・20・10万円
	退院後療養保険金	—	—	—	—	10万円	10万円	10万円	10万円
	通院保険金日額	—	—	—	—	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	重度一時金	—	—	—	—	100万円	100万円	100万円	100万円
年齢別月額保険料(単位:円)	5～9歳	120	130	—	—	—	—	—	—
	10～14歳	160	170	—	—	—	—	—	—
	15～19歳	130	140	240	250	310	320	420	430
	20～24歳	110	120	200	210	290	300	380	390
	25～29歳	170	180	320	330	350	360	500	510
	30～34歳	290	310	560	580	470	490	740	760
	35～39歳	420	450	810	840	600	630	990	1,020
	40～44歳	650	690	1,240	1,280	830	870	1,420	1,460
	45～49歳	960	1,010	1,820	1,870	1,140	1,190	2,000	2,050
	50～54歳	1,450	1,510	2,730	2,790	1,630	1,690	2,910	2,970
	55～59歳	2,280	2,350	4,260	4,330	2,460	2,530	4,440	4,510
	60～64歳	3,420	3,490	6,400	6,470	3,600	3,670	6,580	6,650
65～69歳	4,820	4,880	9,000	9,060	5,000	5,060	9,180	9,240	
70～74歳	6,280	6,340	11,660	11,720	6,460	6,520	11,840	11,900	

*1 葬祭費用保険金は限度額となります。

●男性の保険料は女性特約なしの保険料と同じです。

●保険料は、被保険者ご本人の年齢(保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

●75歳以上の保険料は、取扱代理店までお問い合わせください。

●家族型①、家族型②の場合、お子様の人数は何人でも保険料は同じです。

●本人型以外のタイプにご加入いただいた場合、保険の対象となる方ご本人の年齢*2が満89歳を超えた場合は、配偶者、お子様についても、その年齢*2にかかわらず更新できませんのでご了承ください。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

<保険の対象となる方>

保険の対象となる方は右記のとおりです。

	本人型	夫婦型	家族型①	家族型②
被保険者ご本人*1	○	○	○	○
被保険者ご本人*1の配偶者*2	—	○	—	○
被保険者ご本人*1のお子様*3	—	—	○	○

①本人型以外を選択した場合であっても、以下についてはご本人*1のみが補償の対象となります。

【がん女性特定手術、がん特定手術、がん葬祭費用】

*1 p.14記載の「被保険者本人になれる方」に該当し、加入依頼書等に「加入者(被保険者)」として記載された方をいいます(年齢制限：保険期間の始期日時時点で満5歳以上満89歳以下)。本人型以外の場合は男性満18歳以上満89歳以下、女性満16歳以上満89歳以下の方に限ります。

*2 ご加入時年齢*4が下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「配偶者」として記載された方をいいます。死亡した場合や離婚等の理由によって被保険者ご本人*1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。

・男性：満18歳以上満89歳以下、かつ被保険者ご本人*1の年齢*4 +5歳以下の方

・女性：満16歳以上満89歳以下、かつ被保険者ご本人*1の年齢*4 +5歳以下の方

*3 被保険者ご本人*1のお子様のうち、年齢*4が満23歳未満の方をいいます。また、ご加入後、新たに出生されたお子様は、自動的に保険の対象となる方に含まれます。

お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、その保険契約の満期日をもって保険の対象ではなくなります。翌年度のご加入は、必要に応じて「本人型」または「夫婦型」での更新をご検討ください(「本人型」または「夫婦型」で更新をされる場合には、新たに健康状態等の告知が必要になる等、新規にご加入いただく場合と同様のお取扱いとなりますのでご注意ください)。翌年度のご加入のご検討において、引き続き保険の対象に含まれる満23歳未満のお子様についても、その人数によっては「本人型」でご加入いただくほうが保険料がお安くなる場合がありますので、ご注意ください。また、戸籍上の異動により被保険者ご本人*1のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。

*4 保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。

【「保険の対象となる方」における用語の解説】については、P8をご参照ください。

5

団体長期障害所得補償

この補償は、病気やケガで長期間働けなくなった時のリスクを補償いたします。

団体長期障害所得補償の特長

30%
割引

団体長期障害所得補償の保険料には、団体割引30%が適用されています。

1

割安な保険料

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会を契約者とする団体契約なので、団体割引の適用により30%割安な保険料でご加入いただけます。

2

ケガや疾病だけでなく、精神障害による就業障害にも対応

過労や職場の人間関係によるストレスがうつ病などの精神障害に繋がるケースも増えてきています。臨床検査技師の皆様がケガや病気(認知症・メンタル疾患補償特約の対象となる精神障害含む)によって、長期間働けなくなるリスクを補償いたします。(認知症・メンタル疾患補償特約はてん補期間2年)

3

復職後も引続き補償

入院または自宅療養等から回復した場合でも、てん補期間開始後2年以内は、身体障害により就業に支障が生じ、20%を超える所得の喪失がある場合には、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

4

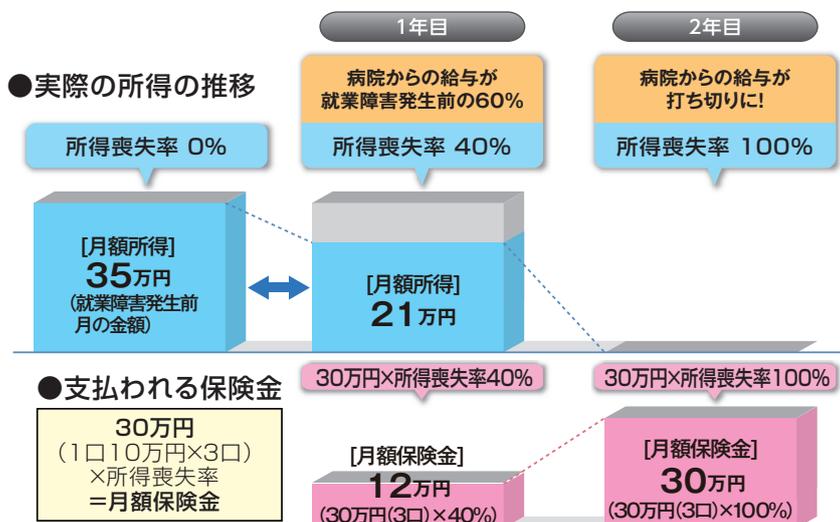
入院だけでなく、自宅療養中も補償

入院に限らず、通院、自宅療養、リハビリテーション中も保険金お支払いの条件を満たしている限り、お支払いの対象となります。

◆補償のイメージ

■A子さんの場合 (年齢:28歳 女性 加入タイプ:免責30日型 就業障害になる前の月額所得:35万円 加入口数:3口)

職場環境が変わり人員が削減され、仕事量が膨大に増えた。そのため慢性的な疲れと不眠障害に陥り病院を受診したところ、うつ病と診断され、免責期間終了後2年間就業できなかった。



※精神障害の場合、保険金のお支払い期間は、最長2年間となります。

※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

年間保険料

18,360円(1口:510円×3口×12ヶ月)

A子さんが受け取った保険金(2年間の合計): **504万円**

団体長期障害所得補償の概要

◆お支払い開始日とお支払い期間

お支払い開始日	免責30日型	免責90日型
	就業障害発生日から30日経過後	就業障害発生日から90日経過後
お支払い期間 (てん補期間)	お支払い開始日から3年間	

てん補期間：保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間 免責期間：保険金をお支払いしない期間

特約：認知症・メンタル疾患補償特約(最長2年間)、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)

※「妊娠に伴う身体障害補償特約」は「免責30日型」の場合でも免責期間は90日となります。(免責90日型の場合は、免責期間に変更はありません。)

◆お受取りいただく月額保険金

お受取りいただく月額保険金 = 支払基礎所得額 × 所得喪失率

(※1)お申込み時に、1口10万円単位でご加入者に口数をお決めいただきます。(保険金額は、平均月間所得額*1の範囲内(ボーナスを含む年収の1/12)で10口を限度に設定してください)

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

(※2)保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

◆1口(支払基礎所得額10万円)当たりの月額保険料【保険期間：1年間】 (10口までご加入いただけます。)

年齢	免責30日型		免責90日型	
	男性 S1M	女性 S1W	男性 S2M	女性 S2W
15～24歳	420円	340円	210円	210円
25～29歳	460円	510円	210円	330円
30～34歳	540円	650円	240円	410円
35～39歳	650円	890円	320円	560円
40～44歳	900円	1,050円	470円	590円
45～49歳	1,300円	1,470円	730円	880円
50～54歳	1,770円	1,900円	1,170円	1,340円
55～59歳	2,550円	2,530円	2,000円	2,090円
60～64歳	3,920円	3,540円	3,590円	3,360円
65～69歳	5,540円	4,640円	5,610円	4,760円

※保険料は、被保険者ご本人の年齢(保険期間の始期日時点の満年齢をいいます。)や性別によって異なります。

※n口お申込みの場合、保険料は上表の保険料のn倍となります。必ず整数倍でお申込みください。

〈保険料算出例〉2才の女性が「免責30日型」を2口お申込みの場合、月額保険料=340円×2口=680円

※満69歳まで更新いただけます。(新規加入の場合は満67歳以下です。)

※加入口数(保険金額*(月額))は、平均月間所得額(ボーナスを含む年収の1/12)の範囲内でお申込みください。

*支払基礎所得額×約定給付率(100%)をいいます。

<保険の対象となる方>

保険の対象となる方は、会員ご本人で、かつ加入依頼書等に「被保険者ご本人(保険の対象となる方)」として記載された方をいいます。ただし、年齢*1が満15歳以上満69歳以下の方に限ります。(新規加入の場合は満67歳までとなります。)

*1 保険期間の始期日時点の満年齢をいいます。

日臨技リンクスの互助制度

日臨技リンクスでは、ご加入の補償種目数に拠らず、ご加入者お一人につき月額100円の互助制度運営費を申し受け、損害保険では補償が難しい各種見舞金制度を設けています。

◆補償内容

補償内容	互助金をお支払いする場合	互助金をお支払いできない主な場合	ご請求時に必要な添付書類
感染見舞金	業務中・会主催の行事中に指定の感染症に罹患した場合の検査・予防措置費用・治療費用等 5万円限度とする実費 【対象となる感染症「感染症法」に定められた感染症類型1類～3類】	世界的な感染予防対策であるユニバーサルプレコーションに則った予防・防護方法（手洗い励行、針のリキャップをしない、ディスポを使用する、グローブ・マスク・ゴーグルの使用、など）による安全対策から極端にかけ離れた状況で起こった事故につきましては、補償対象外とさせていただきます。	・感染症名を特定できる書類（診断書等） ・医療費の実費が確認できる書類（医療機関発行の領収書等）（いずれもコピー可）
弔慰金	ご加入者の配偶者、子供または両親が死亡された場合 一律2万円	加入者ご自身、二親等以上離れた親族の方が死亡されたとき	・お亡くなりになられた事が確認できる書類 ・会員との関係が分かる全部事項証明書（戸籍謄本）等（いずれもコピー可）
自然災害見舞金	地震・水害などの天災により罹災した場合 対象：床上浸水、家屋損壊（1/2以上） 一律3万円	自然災害以外による床上浸水又は家屋損壊	自治体が発行する被災証明書等（コピー可）
自然災害に伴うケガによる入院見舞金	自然災害に伴うケガによって入院した場合 一カ月未満の入院の場合： 一律2万円 一カ月以上の入院の場合： 一律5万円	自然災害以外による、ケガでの入院	入院期間の確認ができる医療機関発行の領収書等（コピー可）

【日臨技リンクスと日臨技共済制度の違い】

日臨技リンクスは、会員個人が任意にお申込みいただく保険です。
日臨技会員全員に適用される、日臨技共済制度とは異なりますので、ご注意ください。
日臨技共済制度の補償内容は以下の通りです。

日臨技共済制度

種目	補償内容
臨床検査技師賠償責任共済制度	臨床検査業務中の対人・対物事故を補償する制度
臨床検査技師廃業後賠償責任共済制度 ※日臨技に5年以上在籍すること ※適用期間は退会後5年間	臨床検査技師の廃業を理由に、日臨技を退会した後に、在籍中の業務について賠償請求された際に補償する制度
感染症罹患共済金制度	業務中・会主催の行事中に感染症に罹患した際に共済金を給付する制度
会務参加中の普通傷害共済制度	会主催の行事中のケガを補償する制度
研修会等事前参加費返金制度	学会や研修会等の参加費を事前支払いし、当日不測の事態により参加が出来なくなった際に参加費を返金する制度
被災者会費減免制度	地震、台風、水害等の天災地変により経済的損失を被った会員を対象とする会費減免制度

※詳しい制度内容は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会のホームページをご参照ください。

ご加入手続き

被保険者
本人に
なれる方

①一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の会員ご本人

②上記①の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟

(「同居」「生計を共にしているか否か」「血族か姻族か」を問いません。)

③上記①と同居されている親族*1の方(上記②を除く)

(「生計を共にしているか否か」を問いません。)

*1 親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい、配偶者を含みません。

※いずれの場合も、申込者(加入者)は、上表①の会員の方になっていただきます。

選択
できる型

ご家族・ご親族が被保険者本人となる場合は、選択できる型に制限がございますのでご確認ください。

選択 できる型	傷害補償					責任 個人 賠償 補償	医療補償				がん補償				所得 補償 団体 長期 障害
	本人 型	夫婦 型	家族 型①	家族 型②	家族 型		本人 型	夫婦 型	家族 型①	家族 型②	本人 型	夫婦 型	家族 型①	家族 型②	
被保険者 本人															
①会員本人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②会員の配偶者、 お子様、ご両親、 ご兄弟	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
③会員の同居の 親族	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-

※団体長期障害所得補償にご加入できるのは、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の会員ご本人のみとなります。

★この保険は、保険期間(補償期間)の途中でプラン変更することはできませんので、予めご承知おきの上
ご加入ください。

ご加入
手続き

「日臨技リンクス」加入依頼書、「日臨技リンクス」口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、添付の封筒で取扱代理店(株)メディックプランニングオフィスまでご郵送ください。なお、これらの控えが必要な場合は、お手数ですが両面コピーをとって保管してください。

※日臨技年会費の振替口座を保険料振替口座としてお使いいただくことが可能です。その場合、「日臨技リンクス」口座振替依頼書は不要です。「日臨技リンクス」加入依頼書の振替口座指定欄で、「年会費口座を使用」にチェックを入れてください。

掛金の
お支払い
方法

指定口座からの引落方式(月払い)(毎月27日(27日が休業日の場合は翌営業日))

※初回振替日は下表でご確認ください。

※加入される保険種目数に関わらず、保険料の他に互助制度運営費として一律100円/月を申し受けます。

※所定の口座振替日に振替ができなかった場合、翌月に再振替をいたしますが、翌月も振替ができなかった場合は、遺憾ながらご解約手続きをとらせていただきますので、必ず振替日の前日までにお口座へのご入金をお願い申し上げます。

保険期間

2024年6月1日午後4時～ 2025年6月1日午後4時

※中途加入の場合は毎月1日午前0時から補償開始となります。補償終了はいずれの場合も2025年6月1日午後4時です。

※加入依頼書の送付期限(25日)が土日祝日の場合は、翌営業日が送付期限となります。

◆ご加入日毎の加入依頼書送付期限、初回口座振替日

	ご加入日(補償開始日)	加入依頼書送付期限	初回口座振替日
年間加入	6月1日午後4時から加入	5月12日必着	7月27日
中途加入	毎月1日午前0時から加入	前月25日必着	ご加入月の翌月27日 (27日が休業日の場合は 翌営業日が振替日となります。)

自動更新
について

この保険はご加入者様からの更新停止のお申し出または保険会社からの連絡が無い限り、補償終了日(終期日)をもって自動更新となります。なお、補償終了日(終期日)の約1ヶ月前までに更新に関するご案内をお送りいたしますので、ご確認ください。

- 個人情報の取扱いに関するご案内、そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）に関する内容は、「重要事項説明書」にてご確認ください。
- ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

◆ 傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*¹をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ● 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ● 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ● 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ● 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ● 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ● 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ● 自動車等の乗用器具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ● むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ● ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ● オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。 ※ 1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。 ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術* ¹ または先進医療* ² に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。 ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限りです。* ³ *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等* ¹ を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTB ブレース線副子等およびハローベストをいいます。	

◆ 医療補償

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、「葬祭費用補償特約(医療用)」がセットされる場合を除き、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ケガにより入院、手術をされた場合は医療補償の疾病入院保険金、疾病手術保険金、退院後通院保険金、女性入院保険金はお支払い対象外となります。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数^{*1}を超えた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数^{*1})を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数^{*2}を限度(疾病入院免責日数^{*1}は含まれません。)とします。</p> <p>※ 疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ^{*1} ●保険の対象となる方^{*2}の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	疾病手術保険金	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*1}を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>① 重大手術(詳細は欄外ご参照)：疾病入院保険金日額の40倍</p> <p>② ①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍</p> <p>③ ①および②以外の入院を伴わない手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして^{*2}2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ●精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
	放射線治療保険金	<p>病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療^{*1}を受けられた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●アルコール依存および薬物依存 ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいますが、既に被っている病気やケガ^{*3 *4}
退院後通院保険金特約(退院後通院保険金費用)	<p>保険期間中に疾病入院保険金支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること <p>▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※ 疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※ ケガによる入院後の通院は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p>	
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療^{*1}を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。)</p> <p>▶先進医療にかかわる技術料^{*2}について保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養^{*3}を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養^{*3}は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <p>i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)</p> <p>ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用</p> <p>iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療</p>	<ul style="list-style-type: none"> *2 「葬祭費用補償特約(医療用)」についてはご契約者の故意または重大な過失によって生じた病気やケガもお支払いの対象となりません。 *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。 *4 病気やケガを正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
	総合先進医療一時金	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶10万円をお支払いします。</p> <p>ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。</p>	

【総合先進医療特約における粒子線治療^{*1}費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療^{*1}について、一定の条件^{*2}を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療^{*1}にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることとなります。)

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療^{*1}開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
女性医療特約	女性入院保険金	<p>所定の病気(女性疾病等^{*1})によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数^{*2}を超えた場合</p> <p>▶ 女性入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数^{*2})を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数^{*3}を限度(疾病入院免責日数^{*2}は含みません。)とします。</p> <p>※ 女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等^{*1}となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器の悪性新生物(がん)・良性新生物等)の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物(がん)や糖尿病、心疾患等も含まれます。</p> <p>*2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	医療補償 基本特約と同じ
	女性形成治療保険金	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に以下のような手術を受けられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 瘢痕(はんこん)形成術(植皮術(皮膚の移植術)や瘢痕(はんこん)(傷跡)に対する形成術) ● 変形形成術(足ゆびの後天性変形(外反母趾等)に対する形成術) ● 乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) <p>▶ 手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして^{*1}2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。</p> <p>*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p> <p>【ご注意】 乳房の悪性新生物(がん)の治療のための手術については、その悪性新生物(がん)を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません(ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金お支払いの対象となります。)</p>	
葬祭費用補償特約 (医療用)		<p>病気やケガによって保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担された場合</p> <p>▶ 葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※ 保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。</p>	

※ 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※ 「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭を除きます。(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)
 ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
 ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

◆ 個人賠償責任補償

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約		<p>国内外において以下のような事故により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ● 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合 ● 電車等^{*1}を運行不能にさせた場合 ● 国内で受託した財物(受託品)^{*2}を壊したり盗まれた場合 <p>▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※ 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任^{*1})によって保険の対象となる方が被る損害 ● 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 航空機、船舶、車両^{*2}または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ● 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■ 受託品の電氣的または機械的事故 ■ 受託品の置き忘れまたは紛失^{*4} ■ 詐欺または横領 ■ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*5}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

◆ がん補償

保険の対象となる方ががん^{*1}と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。この補償については、「がん葬祭費用補償特約」がセットされる場合を除き、死亡に対する補償はありません。がん^{*1}と診断確定されたときに、がん^{*1}以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん^{*1}の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

[ご注意]

初年度契約の保険始期前にかんがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

がん補償基本特約		保険金をお支払いする主な場合
がん診断 保険金	<p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初めてがんが診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 <p>▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p>	
がん入院 保険金	<p>がんが診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます)を開始された場合</p> <p>▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
がん手術 保険金	<p>がんが診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして^{*1}2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	
がん退院後 療養保険金	<p>がんが診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続入院をした後、生存して退院された場合</p> <p>▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院についてはがん退院後療養保険金をお支払いできません。</p>	
がん通院 保険金	<p>がんが診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続入院をして、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます。)をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ●20日以上継続入院の原因となったがんの治療のための通院であること ●20日以上継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡りして60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて180日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること <p>▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに20日以上継続入院をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
がん重度 一時金	<p>がんが診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その病状が初めて重度状態^{*1}と診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態^{*1}と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態^{*1}と診断確定されたとき <p>▶がん重度一時金額をお支払いします。 ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1 国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。</p>	
がん女性特定 手術特約	<p>がんが診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます) ●子宮全摘除術 ●両側卵巣全摘除術 <p>▶がん女性特定手術保険金額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして^{*1}2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	
がん特定 手術特約	<p>がんが診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●胃全摘除術 ●片側肺全摘除術 ●食道全摘除術 ●片側腎全摘除術 ●膀胱全摘除術 ●人工肛門造設術 ●喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うものに限ります) ●四肢切断術(手指・足指を除きます。) <p>▶がん特定手術保険金額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして^{*1}2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	
がん葬祭費用 補償特約	<p>がんが診断確定され、その診断確定されたがんによって保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担された場合</p> <p>▶葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。</p>	

◆ 団体長期障害所得補償 (GLTD *1) (〈金額型〉)

*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

[ご注意] ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">支払い保険金=支払基礎所得額*3 × 所得喪失率*4 × 約定給付率(100%)</p> <p>ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※ 東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(妊娠に伴う身体障害の場合は、同特約に適用される免責期間は、団体長期障害所得補償基本特約に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。)</p> <p>*2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)</p> <p>*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="text-align: center;">所得喪失率 = 1 - $\frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$</p> <p>ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。</p> <p>*6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日から期間)のことをいいます。</p> <p>*7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ●無免許運転や酒気帯り運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ●妊娠または出産による就業障害 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ●保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」がセットされているため、所定の精神障害については精神障害でてん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。) ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ●発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2 *3 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害でてん補期間が限度となります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象とします。</p> <p>*3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。(定義D)

免責期間*1中	てん補期間*1開始後2年以内	てん補期間*1開始後2年超
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態²。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。</p> <p>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については上記本文「保険金をお支払いする主な場合」欄内の「*1」をご確認ください。</p> <p>*2 職種を問わず、全ての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率³が20%超である状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については上記「保険金をお支払いする主な場合」欄内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>*3 所得喪失率については上記本文「保険金をお支払いする主な場合」内の「*4」をご確認ください。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態²。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。</p> <p>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については上記「保険金をお支払いする主な場合」内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*2 職種を問わず、全ての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付*1 ☎ 0120-708-110
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談にて24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート 自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や、毎日の暮らしに、役立つ情報をご提供します。

受付時間

いずれも土日祝日、年末年始を除く

・法律相談	: 10:00~18:00
・税務相談	: 14:00~16:00
・社会保険に関する相談	: 10:00~18:00
・暮らしの情報提供	: 10:00~16:00

☎ 0120-285-110 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

介護アシスト 自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間

電話介護相談、各種サービス優待紹介: 9:00~17:00
(いずれも土日祝日、年末年始を除く)

☎ 0120-428-834

(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します*3。
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

インターネット介護情報サービス

・情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
ホームページ: www.kaigonw.ne.jp

電話介護相談

・ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

メンタルヘルスサポート <<メンタルヘルス電話相談>>

自動セット [対象となる基本補償] 団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

受付時間: 9:00~21:00(日祝日を除く)

☎ 0120-783-503

(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

ご注意ください(併)

- ◆ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1、ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動は除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ◆ご相談のご利用は保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ◆一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ◆各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ◆メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

<重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)> 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用） ●がん葬祭費用補償特約

^{*1} 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

^{*2} 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額^{*1}はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額^{*1}の増額等はできません。



金融庁ホームページ

[団体長期障害所得補償]

団体長期障害所得補償基本特約の保険金額^{*1}は、平均月間所得額^{*2}以下（平均月間所得額^{*2}の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額^{*2}を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

^{*1} 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額^{*3}×約定給付率とします。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方の所得^{*4}の平均月額をいいます。

^{*3} 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

^{*4} 団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分^{*1}に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^{*1}について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分^{*1}を解除することがありますのでご注意ください。

※団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「II-1 告知義務」をご確認ください。

^{*1} ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約		傷害補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	個人賠償責任補償
項目名	生年月日	—	★	★	—
	性別	—	★	★	—
	職業・職務*1	☆	—	—	—
	健康状態告知*2	—	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。

●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6。

（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

< 前記以外で、保険金をお支払いできない場合 >

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

*1 家族型補償（本人以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点で保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。
*2「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



- ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明させていただきますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支

払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者および加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

- 自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、以下をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）  IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
 東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である
 一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
 東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

 通話料有料

事故受付センター（東京海上日動安心110番）受付時間：24時間365日

 東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険期間 保険金額*1、免責金額（自己負担額）
- 保険の対象となる方 保険料・保険料払込方法 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	傷害補償	団体長期障害所得補償	医療補償	がん補償	個人賠償責任補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)	○	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？ (平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。) なお、保険金額*1の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—
『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	—	○	○	○	—
「複数の方を保険の対象とする方とするタイプにご加入の場合のみ」ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 家族型補償(本人型以外)にご加入の場合、お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、翌年度の更新契約から、そのお子様は保険の対象となる方の資格を失うことについてご確認くださいませ。	—	—	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体長期障害所得補償 (GLTD)、医療補償、がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります)。

*2 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)

ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身がご記入ください。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引き受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。 詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

- ①入院または手術の有無(予定を含みます)
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

〈以下のケースも告知が必要です。〉

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

*告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書の告知項目をご確認ください。

⚠️ ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体長期障害所得補償 (GLTD)、医療補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。

*お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

よろしくお願
いたします。



この保険は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が有します。

お問い合わせ先

(株)メディックプランニングオフィス



0120-610020 (携帯電話からもご利用いただけます)

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

■制度運営：一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

〒143-0016 東京都大田区大森北 4-10-7

■取扱代理店：(株)メディックプランニングオフィス

〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル 3F フリーダイヤル：0120-610020

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

■引受保険会社：東京海上日動火災保険(株) 担当部署 医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4 ラ・メール三番町 9階 TEL：03-3515-4143

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)



▲
上記QRより補償内容を
スマホからでも
ご覧いただけます。